



2019年度

労働安全衛生法に基づく 各種技能講習等案内

持っていますか?…建設作業の資格!!

群馬労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会群馬県支部

〒371-0846
前橋市元総社町2-5-3(群馬建設会館内)
TEL: 027-252-1669
FAX: 027-253-1776
URL <http://www.kensaibou-gunma.ne.jp>
E-mail info@kensaibou-gunma.ne.jp



スマホからもご覧
いただけます。

※申込方法については「受講手続きについて」をご覧ください。

	種類	2019 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020 1月	2月	3月
作業主任者技能講習	足場の組立て等	10(水)~ 11(木)		20(木)~ 21(金)		1(木)~ 2(金)		10(木)~ 11(金)		12(木)~ 13(金)		13(木)~ 14(金)	
	●地山の掘削及び 土止め支保工			5(水)~ 7(金)				16(水)~ 18(金)				5(水)~ 7(金)	
	型枠支保工の 組立て等						10(火)~ 11(水)						3(火)~ 4(水)
	建築物の鉄骨の 組立て等				18(木)~ 19(金)					17(火)~ 18(水)			
	木造建築物の 組立て等				25(木)~ 26(金)							20(木)~ 21(金)	
	●石綿	24(水)~ 25(木)								28(木)~ 29(金)			
技能講習	●車両系建設機械 (整地等)運転							2(水)~ 4(金)					
	●高所作業車運転			27(木)~ 28(金)			12(木)~ 13(金)			5(木)~ 6(金)			18(水)~ 19(木)
	●小型移動式 クレーン運転			11(火)~ 13(木)			3(火)~ 5(木)				21(火)~ 23(木)		
	●玉掛け	16(火)~ 18(木)			10(水)~ 12(金)					12(火)~ 14(木)			
特別教育	●足場の組立て等 特別教育(6時間)	26(金)			3(水)			24(木)			16(木)		
	●小型車両系建設機械 運転特別教育	4(木)~ 5(金)						29(火)~ 30(水)					
	●フルハシ型安全带使用 作業特別教育(6H)	23(火)	22(水)	18(火)		6(火)		1(火)		3(火)		18(火)	
	●フルハシ型安全带使用 作業特別教育(1.5H)		25(土)			28(水)			26(火)			25(火)	
その他の教育	職長・安全衛生 責任者教育		13(月)~ 14(火)		4(木)~ 5(金)		19(木)~ 20(金)		6(水)~ 7(木)		30(木)~ 31(金)		12(木)~ 13(金)
	職長・安全衛生責任者 能力向上教育			26(水)						20(金)			
	●足場の組立て等作業 主任者能力向上教育		31(金)						21(木)				
	●施工管理者等のため の足場点検実務者研修	8(月)						22(火)					
	振動工具取扱い 作業従事者教育								19(火)				
	●熱中症予防指導員 ・管理者研修			19(水)									
建設工事の職場環境 改善実施担当者講習					29(木)								

※●印がついている講習、教育はCPDS(継続学習制度)登録手続きを致しました。

- ・開催日や講習会場の変更、又は開催を中止することがありますのでご了承下さい。
 - ・開始時間については各講習・教育ごとに異なりますので、受講申込の際にご案内致します。
(講習当日の受付は講習開始15分前までをお願い致します。)
 - ・遅刻した場合には受講する事が出来ませんので、ご注意下さい。
 - ・自動車でお越しの際、駐車場に限りがありますので、乗り合わせにご協力お願い致します。
- ※記載のない講習や委託講習(30名様以上)については当支部までご連絡下さい。

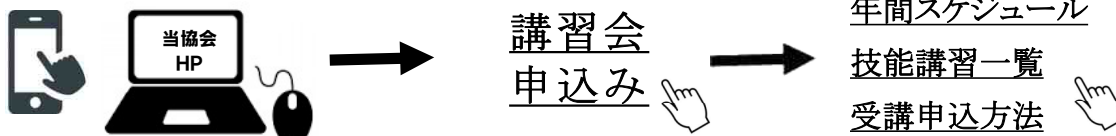
— 受講手続きについて —

受付場所 建設業労働災害防止協会群馬県支部
所在地 〒371-0846 前橋市元総社町二丁目5-3 (群馬建設会館1階)
Tel (027)252-1669 Fax (027)253-1776
日 時 月曜日～金曜日(祝日は除く) 8:30～17:00

【申込書】

- (1) 当協会の窓口にて配付。
FAXまたは郵送にて送付も可。(郵送希望の方は、送料負担となります。)
- (2) 当協会HPより、プリントアウトして下さい。

URL <http://www.kensaibou-gunma.ne.jp>



【必要な書類】 ※書類に不備がありますと受付出来ません。

① 申込書

必要事項を記入。事業主証明は、代表者印の押し忘れにご注意下さい。
※必要事項の訂正について 修正液、修正テープでの訂正はしないで下さい。
訂正箇所に応じて、個人印(認印可)又は代表者印を押印して下さい。

② 証明写真 2枚 (縦 3.0cm × 横 2.4cm)

- ・カラーコピーは不可。
- ・上三分身、帽子及びサングラス不可、背景無地で6ヶ月以内に撮影したもの。

③ 本人確認書類 氏名・生年月日を公的に証明する書類(下記のいずれか)

- ・自動車運転免許証(写) ・住民票(写し可) ・健康保険証(写)
- ・登録教習機関発行の各種技能講習修了証等(写) ・官公庁発行の各種免許等(写)
- ・外国籍の方は必ず在留カード(写)(有効期限内のもの)を添付して下さい。

④ 各種添付証明書(※科目免除がある場合等必要に応じて添付して下さい。)

- ・卒業証書及び卒業証明書、自動車運転免許証、各種技能講習及び特別教育修了証等の写し
- ・別紙「一人親方等経験の証明」

※作業経験の証明が必要な講習を法人以外の事業主(一人親方等)本人が受講する場合には、元請事業者、同僚等による第三者2名以上の証明が必要です。

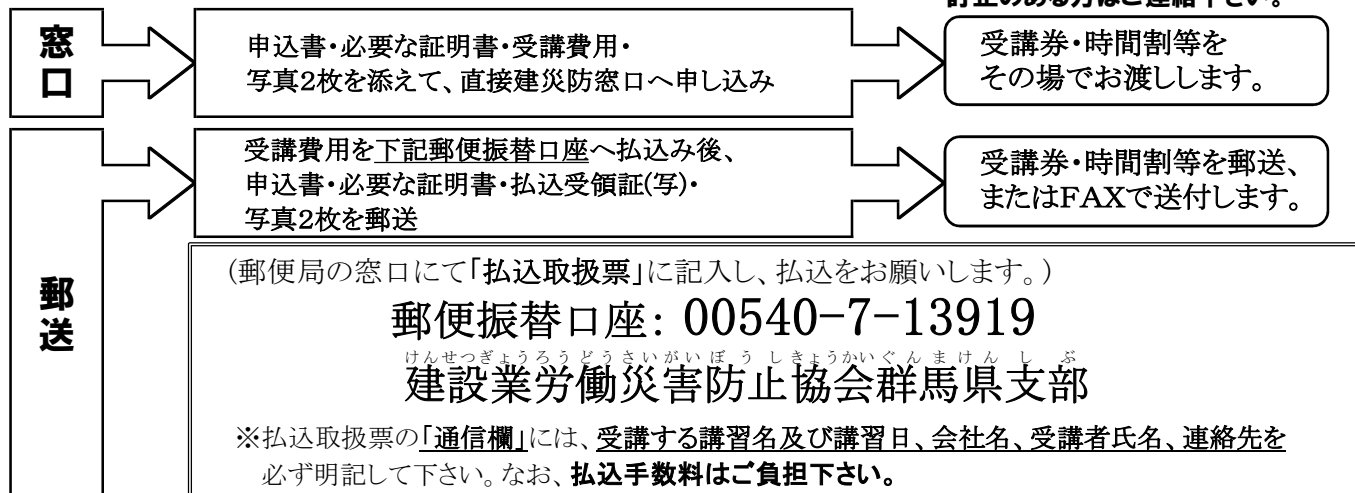
【申込方法】

◎ 随時受付中、但し、締切は講習初日4日前(土日祝を除く)に申込書受付分までとします。

◎ 定員になり次第締切(早めに手続きして下さい。)

◎ 定員に達した場合は、次回の講習を受講して頂きます。

※受講券の氏名・生年月日を必ず確認し、訂正のある方はご連絡下さい。



※ 一旦、お支払、ご入金された講習費用は返金できません。(受講者の変更は可能です。)

《各種受講費用・受講対象者一覧表》

※2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられるため、2019年10月1日以降に開催される講習等の受講費用については、消費税10%での金額（カッコ内の金額）となります。

また、2019年10月1日よりテキスト代もカッコ内の金額に変更となります。

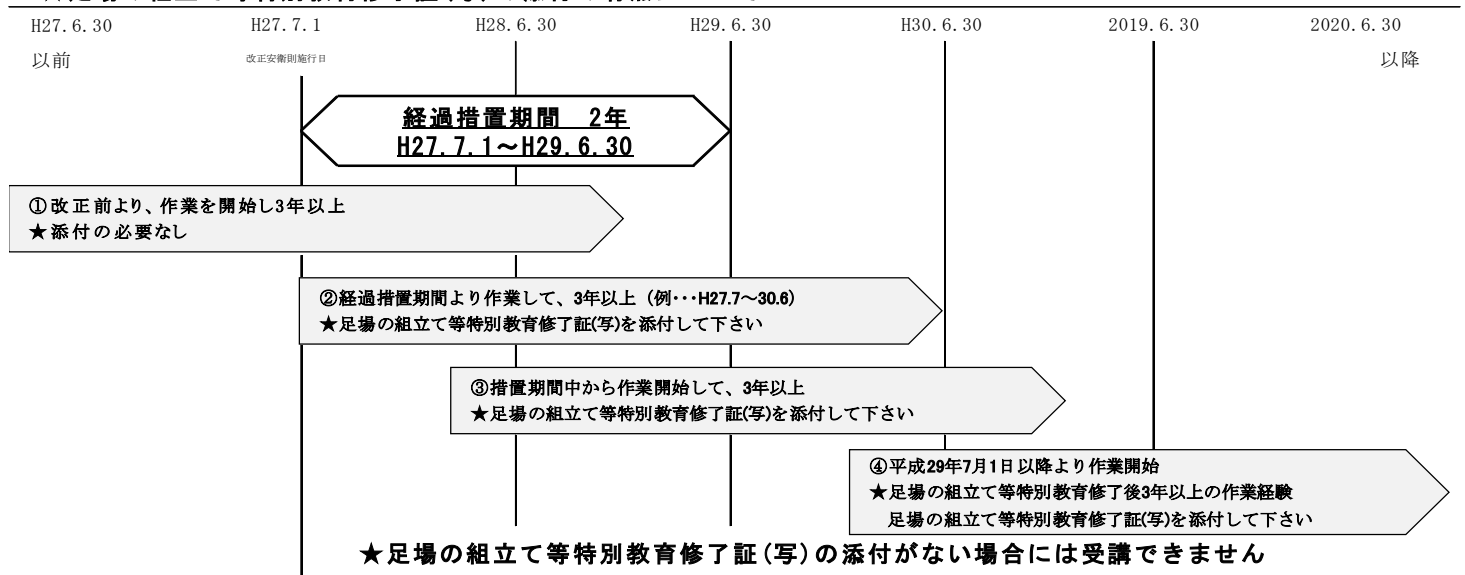
講習名（区分等）	受講料	消費税 (10.1以降)	テキスト (10.1以降)	受講費用 (合計) (10.1以降)	受講対象者
----------	-----	-----------------	------------------	--------------------------	-------

○作業主任者技能講習 ……①と②のどちらかに該当する者

☆ 足場の組立て等	11,500	920 (1,150)	1,650 (1,680)	14,070 (14,330)	※満18才に達してからの作業従事期間が、次の①又は②に該当する者 ①足場の組立て等作業従事経験が3年以上ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で 土木、建築、造船に関する学科 を卒業し、その後足場の組立て等作業を2年以上行った経験がある者 （※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付） ※平成27年7月1日以降に作業を始めた方は「足場の組立て等特別教育修了証」の写しを添付すること 下図【足場の組立て等作業主任者技能講習受講資格について】を参照のこと
☆ 地山の掘削及び ● 土止め支保工	14,500	1,160 (1,450)	2,570 (2,620)	18,230 (18,570)	※満18才に達してからの作業従事期間が、次の①又は②に該当する者 ①地山の掘削又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する 作業従事経験が3年以上 ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で 土木、建築又は農業土木に関する学科 を卒業し、その後当該作業を2年以上行った経験がある者 （※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付）
☆ 型枠支保工の組立て等	11,500	920 (1,150)	1,950 (1,990)	14,370 (14,640)	※満18才以上で、次の①又は②に該当する者
☆ 建築物等の鉄骨の組立て等	11,500	920 (1,150)	1,850 (1,880)	14,270 (14,530)	①当該 作業従事経験が3年以上 ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で 土木、建築に関する学科 を卒業し、その後当該作業を2年以上行った経験がある者 （※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付）
☆ 木造建築物の組立て等	11,500	920 (1,150)	1,540 (1,570)	13,960 (14,220)	
● 石綿	10,500	840 (1,050)	2,670 (2,710)	14,010 (14,260)	①満18歳以上で、建設業に従事する者

【足場の組立て等作業主任者技能講習の受講資格について】

★足場の組立て等特別教育修了証(写)の添付の有無について



講習名(区分等)	受講料	消費税 (10.1以降)	テキスト (10.1以降)	受講費用 (合計) (10.1以降)	受講対象者
----------	-----	-----------------	------------------	--------------------------	-------

○技能講習 …… 満18歳以上で①～③のいずれかに該当する者

☆ 車両系建設機械(整地等)運転 ● 《機体重量が3t以上》		43,500	3,480 (4,350)	1,650 (1,680)	48,630 (49,530)	①不整地運搬車運転技能講習修了者 ②大型特殊自動車免許所有者 (※①～②修了証又は運転免許証の写しを添付) ③普通、準中型、中型、大型自動車免許所有者で小型車両系建設機械(整地等)又は不整地運搬車運転特別教育修了後3ヶ月以上同機械の運転経験がある者 (※③修了証と運転免許証の写しを添付)
☆ 高所作業車運転 ● 《作業床の高さが10m以上》	A	41,500	3,320 (4,150)	1,850 (1,880)	46,670 (47,530)	①普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車免許所有者 (※①運転免許証の写しを添付) ②車両系建設機械(整地等)、同(解体用)、同(基礎工専用)フォークリフト、ショベルローダー等、不整地運搬車運転技能講習のいずれかを修了した者 (※②技能講習修了証の写しを添付)
	B	39,500	3,160 (3,950)	1,850 (1,880)	44,510 (45,330)	①移動式クレーン運転士免許所有者又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (※①運転士免許証、技能講習修了証の写しを添付)
☆ 小型移動式クレーン運転 ● 《つり上げ荷重が1t以上5t未満》	A	34,500	2,760 (3,450)	1,640 (1,700)	38,900 (39,650)	①満18歳以上の者
	B	32,500	2,600 (3,250)	1,640 (1,700)	36,740 (37,450)	①玉掛け技能講習修了者 (※①技能講習修了証の写しを添付)
☆ 玉掛け ● 《つり上げ荷重が1t以上のクレーンでの玉掛け作業》	A	22,500	1,800 (2,250)	1,640 (1,650)	25,940 (26,400)	①玉掛けの補助作業の業務等に6ヶ月以上従事した経験を有する者
	B	21,500	1,720 (2,150)	1,640 (1,650)	24,860 (25,300)	①玉掛けの補助作業に6ヶ月以上従事し、クレーン・デリック運転士又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (※①運転士免許証、技能講習修了証の写しを添付)

○特別教育・その他の教育 …… 満18歳以上で下記に該当する者

☆ 足場の組立て等特別教育 ● (6時間)	8,500	680 (850)	900 (920)	10,080 (10,270)	・満18歳以上の者
☆ 小型車両系建設機械(整地等) ● 運転特別教育	17,500	1,400 (1,750)	1,000 (1,020)	19,900 (20,270)	・満18歳以上の者
☆ フルハーネス型安全帯 ● 使用作業特別教育(6時間)	9,000	720 (900)	800 (810)	10,520 (10,710)	・満18歳以上の者
フルハーネス型安全帯使用 作業特別教育(省略1.5時間)	3,500	280 (350)	800 (810)	4,580 (4,660)	・平成31年2月1日現在で満18歳以上の者で、高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難な場所においてフルハーネス型安全帯を使用して作業をした経験が6ヶ月以上ある者
職長・安全衛生責任者教育	12,500	1,000 (1,250)	2,060 (2,100)	15,560 (15,850)	・職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない者又は選任される予定のある者
職長・安全衛生責任者 能力向上教育	9,500	760 (950)	950 (970)	11,210 (11,420)	・職長・安全衛生責任者教育修了後概ね5年を経過した者 (※修了証の写しを添付)
● 足場の組立て等作業主任者 能力向上教育	9,500	760 (950)	1,540 (1,570)	11,800 (12,020)	・平成21年6月の法改正以前に「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者(※修了証の写しを添付) ・足場の組立て等作業主任者技能講習を修了後概ね5年を経過した者(※修了証の写しを添付)
● 施工管理者等のための 足場点検実務者研修	6,500	520 (650)	1,540 (1,570)	8,560 (8,720)	・建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者 ・店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場のパトロール等の業務を担当している者
● 建設業等における熱中症予防 指導員・管理者研修	5,500	440 (550)	2,040 (2,080)	7,980 (8,130)	・衛生管理者、労働衛生コンサルタント、店社スタッフ、施工管理者及び職長・安全衛生責任者等で熱中症予防のための指導・教育を行う者
振動工具取扱い作業従事者 教育	7,000	560 (700)	1,230 (1,250)	8,790 (8,950)	・満18歳以上の者
建設工事の職場環境改善実施 担当者講習	10,500	840 (1,050)	4,060 (4,130)	15,400 (15,680)	・建設現場において無記名ストレスチェックを活用した職場環境改善を実施及び指導・助言をしようとする者(建設事業者の安全担当者及び産業保健スタッフ等)

☆印は、人材開発支援助成金(旧建設労働者確保育成助成金)の対象です。

詳細は厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

または、群馬労働局職業対策課へお問い合わせ下さい。

群馬労働局職業安定部職業対策課(前橋市大渡町1-1-7 群馬県公社総合ビル9階 TEL027-210-5008)

●印はC P D S(継続学習制度)登録手続きを致しました。